

福岡県の私立高等学校の授業料等に対する支援制度について

福岡県内の私立高等学校（全日制）に通う生徒には、授業料等の軽減について、国と福岡県から次のような支援（返済不要）があります。これらの支援制度のうち「就学支援金」については、令和2年4月からの制度改正により、私立高校に通う生徒への支援が手厚くなるとともに、令和5年4月から家計急変支援制度が設けられました。なお、次の3つの制度は同時に受けることができます。手続は入学後に高校で行います。

	支 援 の 内 容	支 援 の 対 象 者		支 援 の 金 額（上限）	支 援 の 対 象 と なる 納 付 金
1	就学支援金 （国の制度）	○次の計算式（両親2人分の合計額）により判定 【計算式】 市町村民税の課税標準額×6％－市町村民税の調整控除の額 ※政令指定都市の場合は「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。 ※支援対象世帯の年収目安については(参考1)をご参照ください。 ※家計急変支援制度については(参考2)をご参照ください。 ※支給対象か否かや支給額の確認方法については(参考3)をご参照ください。	左の計算式による 算出額が154,500円未満 左の計算式による 算出額が154,500円以上 304,200円未満	最大 年額396,000円 （月額で33,000円） （注1） 年額118,800円 （月額で9,900円）	授業料
2	学校納付金軽減 （福岡県の制度）	生活基準が要件※1に該当する世帯 （要件については、下段注記※1をご参照ください。）		月額9,900円 （高校によって異なります。）	授業料及び教育充実費等 （教育充実費等については下段 注記※2をご参照ください。）
3	奨学給付金 （福岡県の制度）	保護者等が福岡県内に住所を有する「生活保護（生業扶助）受給世帯」又は「道府県民税・市町村民税の所得割の合算額が非課税世帯（家計急変による非課税相当世帯を含む。）」 ※新入生は4～6月分の早期給付も可能。 （下段注記※3をご参照ください。）		年額52,600円 ～152,000円 （世帯状況によって異なります。）	授業料以外の教育費

【注 記】

（※1：生活基準要件）

- 生活保護世帯 ●所得税非課税世帯
- 道府県民税・市町村民税の所得割の合算額が非課税世帯
- 国民年金保険料免除世帯 ●児童扶養手当受給世帯（一定の支給額以上）
- 就学援助受給世帯 ●家計急変世帯など

（※2：教育充実費等）

- 教育充実費 ●施設設備費 ●実験実習費等の学則記載の月額納付金

（注1）高校の授業料の年額が39万6,000円未満の場合は、当該高校の授業料の年額を支給。

（※3：奨学給付金）

令和6年7月1日時点で、保護者等が福岡県内に住所を有し、以下の世帯に該当する場合
 ●生活保護（生業扶助）受給世帯…52,600円（年額）
 ●道府県民税・市町村民税の所得割の合算額が非課税世帯…142,600円（年額）
 ●道府県民税・市町村民税の所得割の合算額が非課税世帯で、複数の高校生等がいる世帯の2人目以降の高校生又は、高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生…152,000円（年額）
 ※保護者等が福岡県外に住所を有する場合は、住所を有する都道府県への申請が必要です。

令和2年4月から

私立高校授業料 実質無償化

がスタートしています！

参考1 就学支援金に係る家計急変支援制度について

通常の就学支援金を支給限度額（月額最大33,000円）まで支給されていない世帯で、保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。令和5年4月から実施されています。

主な要件
対象となる家計急変事由に該当
＋
世帯年収が約590万円未満相当まで減少

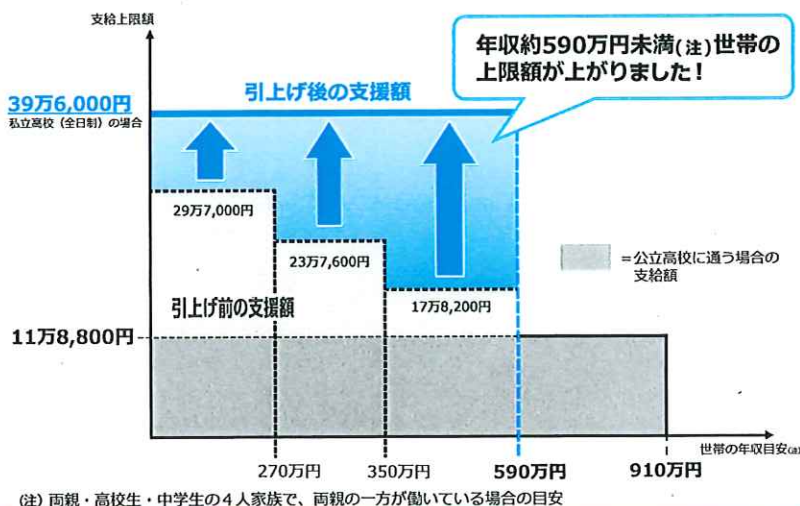
支給限度額 月額：33,000円

文部科学省家計急変支援制度サイト
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html



高等学校等就学支援金の制度改正

「高等学校等就学支援金」(返済不要の授業料支援)が拡充され、私立高校に通う生徒の支援が手厚くなりました。



参考2 就学支援金の支給対象となるか、支給額がいくらになるかの確認方法 → 住民税の課税標準額等で確認

課税証明書に「市町村民税の課税所得額（課税標準額）」と「市町村民税の調整控除額」が記載されている場合は、記載の金額をもとに計算します。市町村によっては、課税証明書に「市町村民税の課税所得額（課税標準額）」や「市町村民税の調整控除額」が記載されていないことがありますが、この場合は、マイナポータルを活用して、御自身の市町村民税の課税所得額（課税標準額）などを確認することができます。

※マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせの確認ができます。利用にあたっては、マイナンバーカードが必要です。

マイナポータルHP



https://myna.go.jp/SC001_01_001/SC00101_01_001_InitDiscSys.form

このことに関するお問い合わせ先

- ①受験もしくは進学する私立高校が決まっている場合：受験もしくは進学する私立高校の事務室まで直接お問い合わせください。
- ②受験する私立高校が決まっていない場合：福岡県人づくり・県民生活部 学学振興・青少年育成局 学学振興課 TEL 092-643-3139